

野外ステージ・平和の広場（休養広場）の利用規定 (2018年度)

各公園施設利用規定について下記の通り定めていますので、ご理解、ご協力ください。

団体利用の場合、会場責任者は主催者や関係者、参加者に周知徹底して頂きますようお願い申し上げます。

1. お申込みおよび、利用料金について

- 1) 市内区分のお申し込みは利用予定日が属する月の2ヶ月前の月、1日から申請が可能です。*市外区分は1ヶ月前より可能
※年間利用調整で決定された団体利用等の申請は利用予定日が属する月の3ヶ月前までに申請書を提出してください。
期限までに申請書の提出がない場合は利用が無いものと判断し、他の利用者に開放します。
- 2) 市内、市外とも利用料金は無料です。
- 3) 電話等による利用申し込みはできません。(仮予約も不可) 申請書を提出された方から先着順受付となります。
- 4) 休園日および午後5時00分以降は安全管理上、ご利用できません。
- 5) ご予約後にキャンセルされる場合は必ず、事前にご連絡下さい。
- 6) 18歳以下(高校生含む) だけでの利用許可は安全管理上できません。必ず、保護者または成人が同伴でご利用下さい。
- 7) 各種申請受付時間は市民体育館の開館日午前9:00~午後5:00です。(時間外の受付はできません)
- 8) 原則として、施設の設置目的外での施設利用はできません。
- 9) 名義貸し申請および又貸し利用は固くお断りいたします。

2. 各施設の利用について

- 1) 各施設は原則として共有の公園施設です。一般の公園利用者の立入禁止等占有利用はできませんのでご了承下さい。
- 2) 申請された利用時間を必ず、お守り下さい。注) 利用時間には準備、撤収、清掃、後始末の時間を含みます。
- 3) ご利用当日はご利用前に体育館事務所に於て利用者名簿を受け取り、利用後に提出して下さい。
- 4) 利用後は必ず、整備、清掃をして管理者に報告して下さい。
- 5) ご利用当日の気象状況等により利用不可と施設側が判断した場合、安全管理上利用をお断りすることがあります。
- 6) 施設、備品等は大切に取り扱い下さい。利用中に生じた建物、設備、備品等の損傷または紛失については管理者に報告し、これを現状に復し、その損害を賠償していただきます。
- 7) 許可を受けていない備品の使用や申請していない場所への立入りは固くお断りします。
- 8) 販売行為や営利目的での施設利用はできません。(販売行為については別途特別に許可を受けたものを除く)
- 9) トイレは公園テニスコート横の屋外便所をご利用下さい。
- 10) 施設内へはバイク、自動車等の進入は固くお断りいたします。
- 11) 放送設備等をお持ち込みで使用する場合は近隣住民への関係上、午前9時以降の利用となりますのでご了承下さい。
- 12) ご利用の途中であっても職員から利用方法について指示があった場合はその指示に従っていただきます。
指示事項や厳守事項が守っていただけない場合は途中で利用をお断りすることがあります。

3. 飲食・喫煙について

- 1) 各施設内喫煙される場合は喫煙場所を設けて灰皿の設置をしてください。(灰皿は利用者側でご準備下さい)
- 2) 施設内へのアルコール類の持ち込みやアルコール類を飲まれたりの利用、施設内での飲用は固くお断りします。
発見された場合、利用の途中でも利用をお断り致します。

4. ゴミについて

- 1) 持ち込まれたゴミについては利用者および主催者が責任をもって全てお持ち帰り下さい。
注) 平成10年度より焼却炉が全面閉鎖となりましたのでご協力をお願いします。

5. 野外ステージをご利用の方へ

- 1) ご利用内容については事前に申請書に詳細を明記してください。(内容によってはお断りすることもあります)
- 2) **施設の利用可能時間は開園日の午前9時00分から午後5時00分まで**
- 3) 火気を使用される場合は事前に申請書に内容の明記をしてください。
- 4) 火気の使用は指定された場所のみ可能です。
- 5) 緊急時に消火できるようバケツなどを必ず、設置してください。(バケツ等のご利用者側でご準備下さい)
- 6) 食事等で火気をご利用の場合は食中毒防止上、現地での調理行為は一切行わないで下さい。
- 7) 使用後は火が完全に消火していることを確認し、燃料の燃えカス等も全て清掃してください。
- 8) 後始末は日没までに行ってください。
- 9) 施設内に電源設備はありません。(催し物等でご利用の場合はご相談下さい)
- 10) 花火は運動公園内全域禁止区域となっております。
- 11) 施設内で小学生以上の球技やスポーツ等でのご利用は大変危険ですので固くお断りいたします。

6. 休養広場をご利用の方へ

- 1) ご利用内容については事前に申請書に詳細を明記してください。(内容によってはお断りすることもあります)
- 2) **施設の利用可能時間は開園日の午前9時00分から午後5時00分まで**
- 3) 施設内で火気の使用はできません。
- 4) 施設内で小学生以上の球技やスポーツ等でのご利用は大変危険ですので固くお断りいたします。
- 5) 施設内に電源設備はありません。(催し物等でご利用の場合はご相談下さい)
- 6) 後始末は日没までに行ってください。

7. 駐車場について

- 1) 駐車場は第2または第3駐車場をご利用下さい。(480台・無料)
但し、市民球場横第3駐車場の利用可能時間は午前8時30分から午後6時00分まで。
- 2) 駐車場内でのトラブル、事故等につきまして管理者側は一切その責任を負いません。
- 3) 大規模な催し物の場合や管理者側が必要と判断した場合は主催者側から駐車場係を配置して頂きます。
(目安として参加者、来場者数のうち**大人100名につき1名配置**をお願いしています)
- 4) 各駐車場は他の利用者との共有施設ですので占有はできません。
- 5) 満車時に周辺道路への駐車はご遠慮下さい。

8. 事前打ち合わせについて

- 1) 施設側が必要と判断した場合は、事前に施設管理者と打ち合わせを行って下さい。

9. その他

- 1) 一般の呼び出し等の電話連絡は緊急時以外取り次ぎできませんのでご了承下さい。
- 2) 利用状況において施設側が営利目的行為と判断した場合は利用の途中または申請後であっても利用をお断りすることがあります。
- 3) 消耗品類(セロテープ、マジックなど)や、けが等に必要の救急薬品は主催者(利用者)でご準備下さい。
- 4) 貴重品は各自で保管していただくようお願いいたします。紛失、盗難について管理者側は一切その責任を負いません。
- 5) 施設内に許可なく貼り紙、表示、ポスター等の掲示は禁止します。



※その他不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

(公財) 守山市文化体育振興事業団公式HPで施設の概要をご確認いただけます。

管理者：(公財) 守山市文化体育振興事業団 守山市民運動公園
〒524-0051 滋賀県守山市三宅町100番地(市民体育館内)
TEL 077-583-5354 FAX 077-583-5853
(業務時間：9:00~17:00 休館日：火曜日と祝日の翌日、年末年始)